

工事番号 : 市24-34

工事件名 : 転落防止床トップコート更新工事

# 仕様書

## 1. 適用範囲

本仕様書は、「市24-34 転落防止床トップコート更新工事」に適用する。

## 2. 適用基準

業務実施にあたって設計図書等に記載のない事項は、次の各号に掲げる基準等の最新版を適用する。

### (ア) 建築工事

- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築改修工事監理指針（上下巻）
- ・建築工事監理指針（上下巻）
- ・建築工事標準詳細図
- ・建築設計基準及び同解説
- ・施工計画書作成マニュアル【建築工事関係】

### (イ) 電気工事設備

- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・電気設備工事監理指針
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・施工計画書作成マニュアル【電気工事関係】

### (ウ) 機械設備工事

- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・機械設備工事監理指針
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

## 3. 施工場所

千葉みなと駅

## 4. 施工内容、寸法、使用材料

- ・別添の「数量内訳書」「設計図」に従うこと。
- ・建築材料の製造品、製品、施工業者等は、特記されたモノまたは同等品以上とする。  
ただし、同等品以上とする場合は、監督員の承認を必要とする。

5. 作業の着手及び終了

作業にあたり、その14日前までに作業申込書により監督員あてに通知するものとする。  
作業が終了した時はその都度後片付けを行い、確認したうえで関係箇所に作業終了の連絡をするものとする。

6. 安全対策

別添の作業安全事故防止マニュアルに従うこと。

7. 監督員の立ち会い

監督員が立ち会いを指定した事項については、監督員の立ち会いのもと行わなければならない。

8. 検査時期との重複

当該工事において、工事と検査の時期の重複が想定される場合は、検査が行える体制を整えるため、監督員と協議すること。

以上